

紀美野町森林経営管理制度実施方針

令和4年2月

紀美野町 産業課

改訂履歴

令和3年3月 制定

令和4年2月 改訂

紀美野町森林経営管理制度実施方針

1 趣旨

紀美野町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、紀美野町に存する森林について、森林経営管理法（以下、「法」という。）第三条に規定する所有者の経営管理を推進することとする。併せて、森林管理が円滑に行われるよう、同条第二項に基づく必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

（１）現況と課題

- ・紀美野町の総面積は 12,831ha で、うち森林は 9,655ha と、約 75%を占めている。
- ・スギやヒノキを主体とした、民有林人工林面積が 7,031ha で、そのうち 8 齢級以上が約 97%であり、標準伐採期を迎え、間伐等の整備が必要な状態にある。⁽¹⁾
- ・紀美野町内では、和海紀森林組合により 下神野・上神野団地の人工林 54.67ha の森林経営計画が策定されている。⁽²⁾ 森林組合では、今後林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定森林を増やす計画である。
- ・紀美野町内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林において実施されているが、個人の自伐林業体として、小西地区で 1 件搬出間伐が実施されている。
- ・紀美野町は旧村単位で東野上、小川、志賀野、下神野、上神野、国吉、長谷毛原、真国の 8 地区に分かれ、さらに 65 余の小集落に分散している。
- ・平成 29 年の台風災害では、梅本地区、奥佐々地区、中田地区で土砂災害が発生し平成 30 年の台風災害では、暴風による倒木や電柱の倒壊により町内広域で長期停電が発生するなど、住民の生活を脅かした。町ハザードマップによればこれら集落、主要幹線、河川沿いに土砂災害危険地区が存在している。⁽³⁾
- ・紀美野町では、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

（２）基本的な考え方

- ・紀美野町では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ。）による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- ・また、意向調査と並行して、森林の適切な経営管理に欠かせない所有境界の明確化を、地籍調査が未実施地区について作業を進める。
- ・以上を踏まえ、和歌山県による森林ゾーニングを参照し、経済林の重点エリアについては森林組合等による集約的な森林施業を促すとともに、その他経済林や環境林（人工林に限る）については森林経営管理制度を通じて、所有者の意向を確認する。これらの森林については、紀美野町森林整備促進事業補助金（以下、「補助金」という。）または、

市町村森林経営管理事業の2本柱で森林整備を進めることとする。

3 森林所有者意向調査について

(1) 意向調査対象森林

意向調査は地域森林計画対象の民有林内にある人工林（一部天然林が散在する地番も含む。）を対象に行う。特に放置林となる可能性が高い森林については、県の森林ゾーニングで経済林の重点エリアとされていても、紀美野町による経営管理になることを念頭に置いて調査を行う。

●経営管理が行われておらず放置林となる恐れがある森林⁽⁴⁾

(樹齢等)	(状態)
1 齢級 (1～5年生)	○伐採及び伐採後の造林の届出（以下、「造林届」）に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽の本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね75%以下等、このままでは成林しないおそれがある場合。 ○下刈りが不十分であり、植栽木が下草に被圧されている場合。
2～4 齢級 (6～20年生)	○除伐等が不十分であり、植栽木が植栽木以外の樹木等に被圧されている場合。
5～標準伐期齢 (21年生～)	○間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過する等、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、林分が過密化している場合。
標準伐期齢以上	○最後に行った間伐から15年以上経過する等、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず、林分が過密化している場合。

(2) 対象森林の考え方

ア 対象外とする森林

- ・森林経営計画策定森林（下神野・上神野団地）
- ・公有林（県有林・町有林）
- ・団体有林（自治会や旧村保有林、公社有林・森林整備センター有林、生産森林組合林）
- ・保安林のうち治山事業で森林整備の予定がある森林

イ 対象森林の絞り込み

- ・地籍調査が終了している旧村単位を基準とし、森林施業履歴、林齢が高齢であること、対象森林面積等を総合的に勘案し抽出を行う。
- ・抽出した旧村単位森林について、集落を基準とし、境界の状況、森林組合等による森林経営計画が策定されていないこと等を総合的に勘案し抽出を行う。
- ・抽出した集落単位森林について、航空写真や施業履歴を基に、人工林を抽出し、意向調査を実施する区域とする。
- ・抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随

時追加する。

ウ その他対象森林への追加

- ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、イに該当するものについて、その区域を随時追加する。

（３）対象森林面積等

- ・対象森林の面積詳細は別紙１のとおり

（４）意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和元年度から開始する。
- ・意向調査の実施計画は別紙２のとおりとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応（個別訪問、地区説明等）も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。
- ・意向調査の実施サイクルは、２０年を１周期とする。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

（１）基本的な考え方

- ・法において、森林所有者が行うべき「自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理」の権利を「経営管理の状況」「地域の実情」「その他の実情」を勘案して、市町村が経営管理権集積計画を定めることが可能となった。
- ・紀美野町においては、３（２）アにおいて、森林経営計画策定森林を除いているところであり、「林業経営に適した森林」は一定程度、所有者または林業事業体において既に整備が行われているところである。
- ・しかしながら、林業従事者の減少や木材価格の低下により「林業経営に適した森林」であっても３（１）に規定する放置林となる恐れがある森林については、「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」として整備を行い、法趣旨である林業の持続的発展に資することとする。
- ・また「林業経営に適さない森林」については、木材の販売利益等が見込めず、所有者の整備意欲の低下があり、放置林となる傾向が高いことから、市町村森林経営管理事業を行うことにより、法趣旨である森林の有する多面的機能の発揮に資することとする。

（２）「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」

- ・「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」とは、紀美野町における自然的経済的社会的諸条件及び経営管理の状況、地域の実情等を勘案し、次のいずれかに該当する森林とする。

ア 林分の成立本数が紀美野町森林整備計画に定める「密」の状態であり、劣勢木、形質不良木を保育間伐により整備することで、森林の経済的付加価値が向上することが見込まれる森林

イ 森林経営計画の策定が期待できる森林

(3)「林業経営に適さない森林」

・「林業経営に適さない森林」とは、紀美野町における自然的経済的社会的諸条件、経営管理の状況及び地域の実情等を勘案し、次のいずれかに該当する森林とする。

ア 林道等木材運搬が可能な道から 500m 以上離れた森林

イ 社会インフラ（主要幹線道路・電気・水道等）と隣接、接続しており、林業経営を行うことで社会への影響を及ぼす恐れのある森林

ウ 水源地や急傾斜等の条件により、森林作業道の開設が困難な森林

エ 森林面積が、小さい森林（0.1ha 未満）

(4) 紀美野町が森林経営管理権集積計画を作成する森林

・「森林整備を実施することで林業経営に適した森林」及び「林業経営に適さない森林」のうち、紀美野町が経営管理権集積計画を定める森林は、広大な紀美野町における民有林で、法の目的を効率的に達成し、かつ効果的に達成するため、次のいずれかに該当する森林とする。

ア 森林の面積が 1 h a 以上であること。

イ 同一所有者の森林において隣接・連続等を含めた一体的なまとまりが 1 h a 以上であること。（概ね 50m の範囲内で、尾根や谷、河川等の分断がない状況等を指す。）

ウ 当方針に基づき、紀美野町が定めた経営管理権集積計画の内容に対し、森林所有者が同意できること。

エ 町長が特に必要であると認める森林であること。

(5) 申出制度について

・法第 6 条に基づく申出制度により経営管理権集積計画を定める森林の判断は、4（4）で定める森林と同様とする。

・意向調査済地の森林所有者からの経営管理権集積計画作成申出については、4（4）に適合する場合は、経営管理権集積計画を作成することとし、適合しない場合は、補助金を活用し、所有者の経営管理を促す。

・意向調査未済地の森林所有者からの経営管理権集積計画作成申出については、意向調査対象年時に作成を促す。早急に森林施業に取り組む必要がある場合は、森林組合等の紹介や補助金の活用を促すこととする。ただし、町長が特に必要であると認める場合は、この限りではない。

(6) その他

・地籍調査の結果に基づき森林境界が未定の場合、森林経営管理制度における森林施業

範囲の合意形成が可能であれば、経営管理権を設定するものとする。ただし、森林施業範囲が4（4）で定める項目に該当する森林であることが明らかである場合に限る。

- ・経営管理権を設定したのち、経営管理実施権は設定しない。但し、森林組合による森林経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・経営管理権の存続期間は、5年間を標準とし、保育間伐及び森林の保護等の一部又は全部を実施する。
- ・経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で経営管理権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費（意向調査、経営管理権の設定、森林の管理、整備、町民への制度周知などに要する経費）は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲で実施をする。
- ・森林環境譲与税は紀美野町森林環境譲与税基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻しし原資とする。
- ・紀美野町森林環境譲与税基金は、紀美野町森林環境譲与税基金条例（令和2年3月11日条例第1号）に基づく趣旨に供される。

6 その他特記事項

- ・本方針について、必要に応じ随時見直しを行うものとする。見直しについては、和歌山県、（一社）わかやま森林と緑の公社、紀美野町、森林総合監理士及び林業普及指導員の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は積極的に森林簿に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は原則として業務の外部委託を行い事業の推進を図る。また、隣接市町村と連携し、情報の共有、その他連携して進める事項の検討を進める。
- ・森林所有者から森林の寄付について、現段階では受入を行っていないが、関係機関と連携し、制度研究に努めることとする。

〈引用〉

⁽¹⁾ 紀美野町森林整備計画（平成30年）⁽²⁾ 令和2年3月末現在⁽³⁾ 紀美野町国土強靱化地域計画（令和2年2月）平成29年台風21号、平成30年台風21号⁽⁴⁾ 森林経営管理法の運用について（平成30年12月21日付け林整計第152号林野庁長官通知）（以下、「長官通知」）第12の2の（1）⁽⁵⁾ 長官通知第4の1の（4）

(別紙1)

紀美野町経営管理制度に関する全地区筆数、面積一覧

(令和2年3月末時点)

	番号	地 区	名	森林筆数(筆)	森林面積(ha)
東 野 上 地 区	1	下佐々(吉見、海南鋼管含)		693	322.1523
	2	動木(平、緑ヶ丘、かしこ池含)		847	154.7121
	3	小畑(希望ヶ丘、かしこ池含)		223	94.5161
	4	柴	目	669	119.2786
	5	長	谷	698	170.5889
小 川 地 区	6	吉	野	356	62.1955
	7	福	井	966	331.6032
	8	中	田	1,260	287.2934
	9	梅	本	800	169.9331
	10	奥 佐	々	559	233.4812
志 賀 野 地 区	11	坂	本	1,114	222.0676
	12	松	瀬	439	114.2735
	13	釜	滝	462	72.7772
	14	西	野	851	156.1898
	15	東	野	751	174.3499
下 神 野 地 区	16	国 木	原	374	170.6715
	17	福	田	309	90.4174
	18	神 野 市	場	345	85.3813
	19	野	中	114	23.2390
	20	安	井	221	83.2661
上 神 野 地 区	21	南	畑	600	138.3168
	22	箕	六	744	209.7937
	23	樋	下	285	36.7122
	24	永	谷	388	57.7499
	25	上 ケ	井	1,011	219.8396
国 吉 地 区	26	三 尾	川	780	224.8835
	27	大	角	292	48.0360
	28	津	川	1,184	256.5647
	29	明	添	395	97.1526
	30	鎌	滝	522	165.5183
長 谷 毛 原 地 区	31	赤	木	314	121.5869
	32	高	畑	509	100.3013
	33	桂	瀬	396	46.8598
	34	今	西	631	182.3903
	35	松 ケ	峯	509	130.7120
真 国 地 区	36	菅	沢	262	29.6601
	37		田	201	36.1468
	38		谷	1,254	499.7291
	39		中	273	78.8376
	40	滝 ノ	川	1,416	288.8930
真 国 地 区	41	毛 原	下	956	452.0218
	42	小	西	473	222.6569
	43	毛 原	中	999	364.6913
	44	毛 原	宮	757	188.8684
	45	毛 原	上	949	461.9283
計	46	長 谷	宮	1,386	1,141.4400
	47	井	堰	516	142.3545
	48	養 垣	内	312	166.4621
	49	真 国	宮	460	177.3465
	50	養 津	呂	285	133.6548
計	51	花 野	原	575	237.3043
	52	初 生	谷	249	102.4658
	53	北	野	645	195.8448
	54	円 明	寺	852	182.7530
	55	勝	谷	948	315.9595
計	56	四	郷	403	142.1687
	計			34,782	10735.9976

(別紙2) 意向調査計画票

年度(令和)	筆数(筆)	面積(ha)	地区	筆数	面積
1	403	142.16	四郷	1,351	458.11
	948	315.95	勝谷		
2	645	195.84	北野	1,497	378.59
	852	182.75	円明寺		
3	249	102.46	初生谷	824	339.76
	575	237.30	花野原		
4	460	177.34	真国宮	745	310.99
	285	133.65	蓑津呂		
5	312	166.46	蓑垣内	1,579	483.15
	516	142.35	井堰		
	751	174.34	東野		
6	374	170.67	国木原	2,126	513.89
	462	72.77	釜滝		
	851	156.18	西野		
	439	114.27	松瀬		
7	309	90.41	福田	1,874	521.77
	221	83.26	安井		
	600	138.31	南畑		
	744	209.79	箕六		
8	285	36.71	樋下	2,608	507.65
	114	23.23	野中		
	345	85.38	神野市場		
	388	57.74	永谷		
	1,184	256.56	津川		
	292	48.03	大角		
9	1,011	219.83	上ヶ井	2,300	545.01
	780	224.88	三尾川		
	509	100.30	高畑		

(別紙2) 意向調査計画票

年度(令和)	筆数(筆)	面積(ha)	地区	筆数	面積
10	522	165.51	鎌滝	1,863	516.33
	314	121.58	赤木		
	396	46.85	桂瀬		
	631	182.39	今西		
11	395	97.15	明添	3,056	661.38
	509	130.71	松ヶ峯		
	262	29.66	菅沢		
	201	36.14	田		
	273	78.83	中		
	1,416	288.89	滝ノ川		
12	1,254	499.72	谷	1,254	499.72
13	698	170.58	長谷	2,793	601.26
	669	119.27	柴目		
	847	154.71	動木		
	223	94.51	小畑		
	356	62.19	吉野		
14	693	322.15	下佐々	1,659	653.75
	966	331.60	福井		
15	559	233.48	奥佐々	1,819	520.77
	1,260	287.29	中田		
16	800	169.93	梅本	1,914	391.99
	1,114	222.06	坂本		
17	956	452.02	毛原下	1,429	674.67
	473	222.65	小西		
18	999	364.69	毛原中	1,756	553.55
	757	188.86	毛原宮		
19	949	461.92	毛原上	949	461.92
20 21	1,386	1141.44	長谷宮	1,386	1141.44